令和7年4月|日現在

	令和7年4月1日現在	
区分	対象となる者	受験上の配慮の実績
[ア〕視覚障がい	・点字による教育を受けている者 ・視力が高い方の目の矯正視力が、 0.15以下の者 ・両眼による視野について視能率 による損失率が90%以上の者 ・上記以外の視覚障がい者	・拡大文字問題冊子の配付 ・拡大鏡等の持参使用 ・試験時間の延長(1.3倍) ・座席の配慮 ・UDフォント問題冊子の配付 等
[イ〕聴覚障がい	・両耳の平均聴力レベルが60デシ ベル以上の者 ・上記以外の聴覚障がい者	・注意事項等の文書による伝達 ・補聴器又は人工内耳の装用 (FM電波やBluetooth等の受信機能の スイッチを切って使用する) ・座席の配慮 等
〔ウ〕肢体不自由	・体幹の機能障がいにより座位を 保つことができない者又は困難 な者 ・両上肢の機能障がいが著しい者 ・上記以外の肢体不自由者	・解答紙の拡大 ・車椅子、杖の持参使用 ・試験時間の延長(1.3倍) ・別室の設定 ・ 1 階又はエレベーターが利用できる 試験室で受験 ・ トイレに近い試験室で受験 ・ 試験室入口までの付添者の同伴 ・ 付添者による介助 ・ 試験場への乗用車での入構 等
〔工〕病 弱	・慢性の呼吸器、心臓、腎臓疾患等 の状態が継続して医療・生活規 制を必要とする程度の者又はこ れに準ずる者	・車椅子、松葉杖の持参使用 ・座席の配慮 ・トイレに近い試験室で受験 ・別室の設定 等
[オ]発達障がい	・自閉症、アスペルガー症候群、広 汎性発達障がい、学習障がい、注 意欠陥多動性障がいのため受験 上及び修学上の配慮を必要とす る者	・注意事項等の文書による伝達 ・試験中のみ耳栓を使用 (デジタル耳栓はFM電波やBluetooth 等の受信機能のスイッチを切って使用 する) ・試験時間の延長(1.3倍) ・座席の配慮 ・別室の設定
[カ] そ の 他	・[ア]~[オ]の区分以外の者で 受験上及び修学上の配慮を必要 とする者	・松葉杖の持参使用・トイレに近い試験室で受験・座席の配慮・別室の設定・発話への配慮